

平成25年5月31日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告

○監査の結果に基づき講じた措置の公表 2件…………… 1

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成25年5月31日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範

秋田県監査委員 中 田 潤

秋田県監査委員 大 山 幹 弥

秋田県監査委員 阿 部 博 昭

財—————52

平成25年5月7日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年3月28日付け監委-759で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

平成24年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	指導監査事務	改善・検討を要する事項	措 置 状 況
健康福祉部福祉政策課	社会福祉法人に関する指導監査	指導監査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。	今後の指導監査においては、監査の精度及び効率向上の観点から、複数体制での実施に努めてまいります。
	介護保険施設等に関する指導監査	指導監査の実施頻度について、要綱等に定める頻度とすること。	指導監査の実施内容や方法を検討して、効率化や重点化を図り、秋田県介護保険施設等指導要綱等に基づいた頻度となるように努めます。
	障害福祉施設に関する指導監査	指導監査結果の通知時期について、指導監査終了後2か月程度経過しているものがあるが、要綱では1か月以内を目途としているので、進行管理を適切に行うこと。	指導監査結果の通知については、進行管理表を作成し、担当者間で情報共有を徹底することなどにより、速やかに行うこととしております。今後とも、要綱に基づき、迅速且つ適切な事務処理に努めてまいります。
健康福祉部長寿社会課	老人福祉に関する指導監査	平成23年度に4件の指導監査が計画されていたが、1件も実施されていないので、要綱に基づき計画的に実施す	平成23年度に計画していた4施設に対する指導監査については、東日本大震災の影響により年度内の実施が困難

		ること。	であったため、翌年度の平成24年度中に、4施設すべての指導監査を実施しました。 また、平成24年度の未実施はありません。 当課が所管する施設監査につきましては、今後も要綱に基づいて計画的な実施に努めてまいります。
生活環境部環境整備課	廃棄物処理に関する監視指導	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、検査実施課所と協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討すること。	検査実施課所に対し、監視指導計画作成時に監視予定日を設定し、予定日に監視できなかった場合は代替日を設定するなど計画の適切な進行管理を行うよう指導してまいります。 また、四半期ごとに監視実績を報告するよう指導してまいります。
秋田地域振興局福祉環境部	廃棄物処理に関する監視指導	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、本庁の所管課と協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討すること。	監視指導計画作成については、計画作成時に監視予定日を設定し、やむを得ず予定日に監視できなかった施設は代替日を設定するなど、計画の適切な進行管理を行ってまいります。 なお、本庁の所管課には四半期ごとに監視実績報告を行ってまいります。
仙北地域振興局福祉環境部	廃棄物処理に関する監視指導	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、本庁の所管課と協議の上、計画作成及び進行管理の方法について検討すること。	監視指導計画作成については、計画作成時に監視予定日を設定し、やむを得ず予定日に監視できなかった施設は代替日を設定するなど、計画の適切な進行管理を行ってまいります。 なお、本庁の所管課には四半期ごとに監視実績報告を行ってまいります。
生活環境部生活衛生課	小規模水道事業に関する検査	検査事務自体には問題ないが、同一の事業者が同様の指摘を繰り返し受けている例があることから、指導監査の実効性を高める方策を検討すること。	平成25年3月8日付生衛-1289生活環境部長通知により、立入検査結果通知の例示等について各保健所長に通知し、同一事業者が同様の指摘を繰り返し受けられないよう指導監査を徹底してまいります。
山本地域振興局福祉環境部	小規模水道事業に関する検査	措置の確認状況について、措置報告がないまま次回の検査時に確認することになっているものがあるので、確認方法について検討すること。	監視指導に使用する立入調査票の改正について生活環境部長から改正通知があり、これに基づき改善状況の確認を徹底してまいります。
		検査事務自体には問題ないが、同一の事業者が同様の指摘を繰り返し受けている例があることから、指導監査の実効性を高める方策を検討すること。	立入検査結果通知の例示等について生活環境部長から改正通知があり、これに基づき同一事業者が同様の指摘を繰り返し受けられないよう指導監査を徹底してまいります。
由利地域振興局福祉環境部	クリーニング業に関する検査	立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実	環境指導課職員全員に立入検査証を交付し、立入検査を複数で行ってまい

	査	施体制について検討すること。	ります。
農林水産部農 業経済課	農業協同組合 に関する検査	検査結果の通知時期について、検査 終了後3か月以上経過しているものが あるので、要綱等には通知時期は明記 されていないが、終了後は早期に通知 することが望ましいことから、進行管 理について検討すること。	事務の効率化を行い、できる限りの 早期交付に努めてまいります。
	森林組合に関 する検査	検査の実施頻度について、法で年1 回を常例としているが、実施件数は半 数となっているので、検査の効率化を 図り実施頻度を満たす必要がある。	事務の効率化を行い、部分検査の導 入等を含めた実施率向上に努めてまい ります。
	漁業協同組合 に関する検査	検査の実施頻度について、法で年1 回を常例としているが、実施件数は半 数となっているので、検査の効率化を 図り実施頻度を満たす必要がある。	事務の効率化を行い、部分検査の導 入等を含めた実施率向上に努めてまい ります。
産業労働部産 業政策課	商品量目に関 する検査	検査の実施頻度について、要領に定 める頻度とすること。	職員数が減少されている中で、他の 業務の効率化などにより、平成24年度 からは検査体制を2人から3人に増員 し、1日当たりの検査店舗数の増加を 図っております。 今後は、さらに検査方法そのものの 見直しやより良い検査指導のあり方を 検討し、要領に定める頻度で実施して まいります。
産業労働部資 源エネルギー 産業課	採石法に基づ く検査	立入検査員証は、採石法第42条によ り携帯・提示を義務付けられている が、作成を省略しているので、作成の 上検査の際に携帯・提示すること。	立入検査員証を作成し、検査時に携 帯・提示を行ってまいります。
		検査の根拠や目的、範囲、実施方法 等を定めた実施要綱等を策定すること。	「採石法に基づく立入検査実施要 領」を策定しております。
		立入検査を1人で行っているが、複 数で行うことが望ましいことから、実 施体制について検討すること。	採石法以外の立入検査とのスケ ジュール調整を図るなど、複数での検 査に向けた実施体制の整備に努めてま いります。
	火薬類取締法 に基づく検査	立入検査員証は、火薬類取締法第43 条により携帯・提示を義務付けられて いるが、作成を省略しているので、作 成の上検査の際に携帯・提示すること。	立入検査員証を作成し、検査時に携 帯・提示を行ってまいります。
		検査の根拠や目的、範囲、実施方法 等を定めた実施要綱等を策定すること。	「火薬類取締法に基づく立入検査実 施要領」を策定しております。
		立入検査を1人で行っている例があ るが、複数で行うことが望ましいこと から、実施体制について検討するこ	火薬類取締法以外の立入検査とのス ケジュール調整を図るなど、複数で検 査できるよう、実施体制の整備に努め

	と。	てまいります。
武器等製造法に基づく検査	立入検査員証は、武器等製造法第25条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているので、作成の上検査の際に携帯・提示すること。	立入検査員証を作成し、検査時に携帯・提示を行ってまいります。
	検査の根拠や目的、範囲、実施方法等を定めた実施要綱等を策定すること。	「武器等製造法に基づく立入検査実施要領」を策定しております。
	立入検査を1人で行っているが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。	武器等製造法以外の立入検査とのスケジュール調整を図るなど、複数で検査できるよう、実施体制の整備に努めてまいります。
液化石油ガス法に基づく検査	実施件数について、計画のとおりに行われていないものがあるので、実施率の向上に努めること。	他の業務とのスケジュール調整を図るなど、計画のとおり実施するよう実施率の向上に努めてまいります。
	立入検査員証は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条により携帯・提示を義務付けられているが、作成を省略しているので、作成の上検査の際に携帯・提示すること。	立入検査員証を作成し、検査時に携帯・提示を行ってまいります。
	立入検査を1人で行っている例があるが、複数で行うことが望ましいことから、実施体制について検討すること。	液化石油ガス法以外の立入検査とのスケジュール調整を図るなど、複数で検査できるよう、実施体制の整備に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成25年5月31日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
 秋田県監査委員 中 田 潤
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 教総—————191
 平成25年4月12日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

行政監査に基づき講じた措置について（通知）

平成25年3月28日付け監委-759で通知のあった行政監査結果について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

平成24年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	指導監査事務	改善・検討を要する事項	措 置 状 況
教育庁幼保推	私学助成（幼	検査指導結果の通知時期について、	平成24年度からは検査実施後1か月

進課	稚園) に関する 検査指導	検査指導終了後3か月以上経過しているものがあるので、要綱等には通知時期は明記されていないが、終了後は早期に通知することが望ましいことから、進行管理について検討すること。	を目処として、指導監査結果を通知しております。
----	------------------	--	-------------------------